

令和3年8月2日

お客様各位

月次支援金に関する当 JA の対応について

日頃より当 JA をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

中小企業庁の「月次支援金」の申請において、当 JA は登録確認機関として給付対象者の事前確認を行います。確認の対象を【当 JA の農業を営む組合員】に限定させていただいております。

上記に該当しないお客様におかれましては、大変申し訳ございませんが、当 JA で対応ができかねますので何卒ご了承下さい。

なお、月次支援金 HP にてその他の登録確認機関が検索できますのでご活用下さい。

とうかつ中央農業協同組合

担当：営農経済部 農業振興課

電話：047-701-5310